⑤　申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類

ただし、再決定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による決定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①（様式１－１）、③及び④を提出するものとする。

［注］　申請者が事業協同組合の審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、上記の他に共同企業体等調書を提出すること。

イ　１⑵に該当する者

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式１－１及び１－２）

②　業態調書（選択様式１－１）

③　規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類

④　規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類

⑤　規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類

⑥　規則第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類

ただし、再決定の申請に係る規則第19条の４第１項第１号、第２号又は第３号に掲げる書類の事業年度が当初の決定に係る同書類の事業年度と同一である場合においては、①（様式１－１）、②及び④のうち経営規模等評価申請書の別紙二及び別紙三に準ずる書類を提出するものとする。

４　競争参加資格の再決定

次に掲げる経営的事項（１⑵に該当する者については、これに準ずる項目）について審査を行い、技術的事項の項目と併せ総合審査数値を付与し、希望工事区分（競争参加資格の申請における希望工事区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合審査数値の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事区分については高点順に等級を付して競争参加資格があると決定し、等級の区分を設けていない工事区分については、「有」を記して競争参加資格があると決定する。

経営的事項

①　競争参加資格の審査の申請をする日の直近に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期営業年度開始日の直近２年又は３年の各事業年度における希望工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する「自己資本の額」及び同３に規定する「利払前税引前償却前利益」

③　経営事項審査の告示第一の二に定める「経営状況」

④　競争参加を希望する工事区分の経営事項審査の告示第一の三の１に規定する「技術職員の数」及び同２に規定する「元請完成工事高」

⑤　経営事項審査の告示第一の四に定める「その他の審査項目」（社会性等）

５　再決定の結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

６　再決定を受けた競争参加資格の有効期間

再決定の日から平成29年３月31日までとする。

７　その他

経常建設共同企業体としての競争参加資格の再決定の申請方法等については、別に公示する。

別記１　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　札幌市中央区北２条西19丁目札幌開発総合庁舎（電話011―611―0309）

⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）

⑶　後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）

⑷　上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　旭川市宮前１条３丁目３―15（電話0166―32―2451）

⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）

⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　釧路市幸町10丁目３釧路地方合同庁舎（電話0154―24―7135）

⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　帯広市西４条南８丁目（電話0155―24―2903）

⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　網走市新町２丁目６－１（電話0152―44―6147）

⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）

⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　稚内市末広５丁目６－１稚内地方合同庁舎（電話0162―33―1064）

⑾　北海道外　北海道開発局事業振興部工事管理課　札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎（電話011―709―2311）

# 招　請

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成27年３月10日

総務省統計局長　井波　哲尚

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　72

⑵　購入等件名及び数量　未活用労働の把握に関する準備調査の実施業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成27年３月30日午後５時迄（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒162―8668 東京都新宿区若松町19－１総務省第二庁舎　総務省統計局総務課支出負担行為係長　板倉　信幸　電話03―5273―1122　ＦＡＸ03―5273―1180

E-mail　g-futankoui@soumu.go.jp

３　仕様書案の交付等

⑴　交付期間　公示日から意見の提出期限まで

⑵　交付場所　政府電子調達ＨＰの「調達情報確認」から該当案件にアクセスし入手すること。

４　仕様書案の説明会

説明会に参加しようとする者は、平成27年３月18日までに２⑵へ説明会参加の旨をメール又はＦＡＸで連絡すること。

⑴　開催日時　平成27年３月19日午後４時から

⑵　開催場所　総務省第二庁舎１階105号室

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 72

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Examination Survey for comprehending Labour Underutilization 1 set.

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 30 March 2015

⑷　Contact point for the notice : Nobuyuki ITAKURA, Contract Unit, General Affairs Division, Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications, 19―1 Wakamatsu-cho Shinjuku-ku, Tokyo 162―8668 Japan TEL 03―5273―1122

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成27年３月10日

農林水産省大臣官房経理課長　長田　朋二

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　借入物品及び数量

行政情報システム用パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守等業務　2,311式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成27年３月31日午前11時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8950 東京都千代田区霞が関１－２－１　農林水産省大臣官房経理課調達班契約第１係　魚田　明男　電話03―3591―6753

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成27年３月10日から平成27年３月30日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Lease and maintenance of Personal computer for the administration information system 2,311 sets